

# 町長・議長年頭のごあいさつ

## 迎春



上里町長

関根 孝道

新年明けましておめでと  
うございます。

輝かしい新年を健やかに  
お迎えのことと心からお慶  
び申し上げます。

平素は、町政全般にわた  
りまして、格別なるご支援  
ご協力をいただき、厚くお  
礼申し上げます。

ここに新春を迎え、心機を  
新たに、町民の皆様とともに  
「人と自然が響き合うハーモ  
ニーガーデン上里」の実現に  
向けて、大変厳しい行財政環  
境の中でありますが、住んで  
よかったと思えるふるさと上  
里に全力で取り組んでまいり  
ますので、今後とも御支援を  
お願い申し上げます。

さて、昨年は厳しい経済  
状況と政権交代の中、しつ  
かりとした行政運営と財政  
の健全化を基本とし、国の  
経済対策である定額給付金  
や子育て応援特別手当の支  
給をはじめ、耐震化のため  
の上里東小学校改修工事業  
供用開始に向けた公共下水  
道事業の推進、そして乳が  
ん検診や新型インフルエン  
ザワクチン接種への費用助  
成などに取り組んでまいり  
ました。

上里サービスエリア周辺地  
区整備事業につきましては、  
周辺道路整備について国の補  
助事業が採択され、昨年12月  
議会会で予算が議決となり、い  
よいよ道路整備が始まりま  
す。また、上里サービスエリ  
アにスマートICを設置する  
調査業務にも着手させていた  
だきました。さらには、小中  
学校の校舎等の耐震化とり  
わけ上里中学校の校舎の建  
替、都市計画画道路古新田四  
ツ谷線の整備など重要なプ  
ロジェクトを抱えておりま  
すが着実に進めてまいりま  
す。

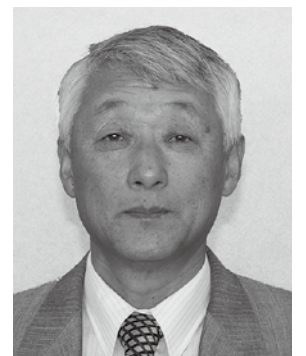
また、行政の使命であり  
ます最小の経費で最大の効  
果を上げるために、不断の

努力をもって行財政改革を  
進めております。皆様の御  
協力によりお蔭様で、大き  
な成果を得ることが出来ま  
した。しかし、行政課題も  
山積しており、今後の社会  
経済情勢はなお予断を許さ  
ないものと思えます。

着実に少子高齢社会に向  
かう中、本町でも多くの  
団塊世代の方々が退職され、  
地域社会に戻っていること  
と思えます。その知識や経  
験を活かし今後のまちづく  
りにも貢献いただけるもの  
と期待されております。

町としても今まで以上に  
町民の皆様の知恵と力を活  
かしたまちづくりを努めて  
まいります。

結びに、町民の皆様にと  
つてこの一年が健康で幸  
せに満ちたものであります  
よう心からお祈り申し上げ  
ますとともに、上里町の未  
来を皆様とともに創ってま  
いりたいと思っております。  
どうぞ今年もよろしくお願  
いします。



上里町議会議員

根岸 晃

謹んで新年のご挨拶を申  
し上げます。

町民の皆様におかれまし  
ては、ご健勝にて新春を迎  
えられたこととお慶び申し  
上げます。また、平素より  
町議会に対し深いご理解と  
ご協力を賜り心から感謝申  
し上げます。

さて、8月に執行された  
衆議院議員総選挙において、  
自民党から民主党へと政権  
が交代し、マニフェストで  
掲げた政策を実行するため、  
国の事業見直しにより国政  
が大きく変わろうとしてい  
ます。

町政においては、懸案で  
あった上里サービスエリ  
ア周辺地区整備事業の計画  
案が見直され、非農用地の  
活用も埼玉県と調整を行い、  
取り付け道路についてもい  
よいよ整備が始まります。

一方、早期の事業完了が  
望まれる教育施設整備、都  
市計画道路の整備、福祉の  
充実など、町民の利便性の  
向上や安心・安全のための  
施策には多くの課題や懸案  
事項を抱えています。

こうしたとき議会は時代  
の変化に対応した新たな政  
策提言がなされるよう、そ  
の機能の充実と議会活動の  
さらなる活性化に努め、町  
執行部と共に真剣に議論・  
協議を行い、町民の皆様の  
福祉向上と上里町の発展に  
つながるよう努力していく  
必要があります。

そのためには地域の力を  
養い、町民と議会との距  
離を近づけるために努力し、  
町民の声を行政に生かす事  
が議会に課せられた使命と  
考えます。

結びに、本年も町民皆様  
の負託に応えられる町政  
の推進と上里町の更なる発  
展が図られるよう取り組ん  
でいく考えでありますので、  
より一層のご指導ご鞭撻を  
賜りますよう心からお願  
い申し上げます、年頭のごあいさ  
つとさせていただきます。

# 平成21年分の所得申告は『2月16日(火)～3月15日(月)』です

◆問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(代表)内線1802・1803・1905】

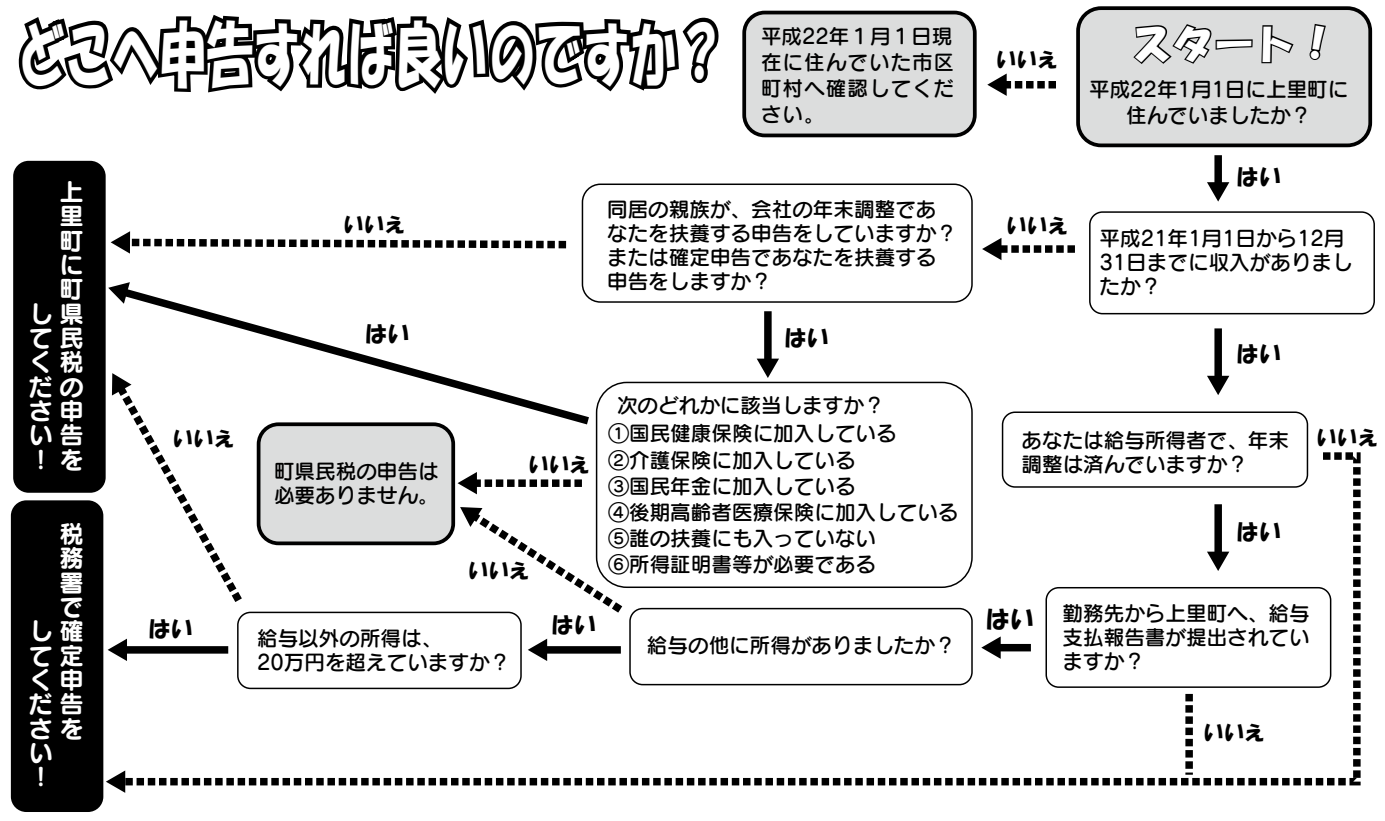
上里町では、2月16日(火)～3月15日(月)まで、「平成21年分所得税の確定申告」と「平成22年度町県民税の申告(平成21年1月～12月までの所得が対象)」の相談・受付を行います。

## 申告が必要な方

平成22年1月1日現在、上里町に住所があり、次の①～⑪のいずれかの要件に該当する方(ただし、所得税の確定申告書を提出した方は町県民税の申告は不要)

- ① 農業・営業を営んでいる方
- ② 不動産(地代・家賃)・利子・配当等の所得がある方
- ③ 公的年金等に係る所得のある方
- ④ 生命保険の満期返戻金などの一時所得があった方
- ⑤ 生命保険契約に基づく年金や、原稿料・講演料などの雑所得のある方
- ⑥ 給与所得の他に①～⑤の所得がある方、又は2か所以上から給与を受けている方
- ⑦ 勤務先から町へ「給与支払報告書」の提出がない方
- ⑧ 平成21年中に中途就職や中途退職した等で、勤務先で年末調整をしていない方
- ⑨ 医療費控除・寄付金控除などを受けようとする方
- ⑩ 年末調整後に、扶養・保険料控除等を変更する方
- ⑪ 国民健康保険に加入している16歳以上の方

## どこへ申告すれば良いのですか?



## 税務署からのお知らせ

本庄税務署 確定申告会場(本庄市駅南2-25-16)  
 開設期間 2月1日(月)～3月31日(水)(土・日・祝祭日は除く)  
 受付時間 午前9時～午後4時  
 ※所得税の確定申告期限は3月15日(月)です。  
 ※個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限は3月31日(水)です。  
 問合せ 本庄税務署【☎22-2111】



# 平成21年分の所得申告は『2月16日』～『3月15日』です

◆問合せ：税務課住民税係 ☎35-1221(代表)内線1802・1803・1905

申告相談では、皆さんの申告にもとづいて、職員が申告書の作成をお手伝いします。

毎年、申告期限間近になると、会場が混雑し長時間お待ちいただくことがあります。「申告受付地区別日程表」を確認のうえ、できるだけ指定日にお出かけください。

申告のお知らせや申告書等は送付しませんので、申告が必要と思われる方は自主的な申告をお願いします。

なお、郵送による町県民税申告を希望される方は、申告書を送付しますのでご連絡ください。

## 申告受付地区別日程表

日時	受付対象地区
2月 16日 (火)	黨・金下・金上
17日 (水)	内出・西金・金下東・勝一
18日 (木)	勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
19日 (金)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・宮
20日 (土)	
21日 (日)	
22日 (月)	下郷・上郷・久保・西大御堂
23日 (火)	東大御堂・寺西・新堀・並木沖
24日 (水)	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内
25日 (木)	横町・阿保町・長浜町
26日 (金)	立野・立野南・久城
27日 (土)	
28日 (日)	
3月 1日 (月)	本郷一・本郷二・本郷三
2日 (火)	古新田
3日 (水)	三田
4日 (木)	京塚・久保新田
5日 (金)	四ツ谷・三軒
6日 (土)	
7日 (日)	
8日 (月)	西原町東・西原町西・一丁目
9日 (火)	東町東・東町西・二丁目・三丁目・四丁目
10日 (水)	五丁目・宮本町
11日 (木)	八町河原・忍保
12日 (金)	地区指定日に都合の悪い方
13日 (土)	
14日 (日)	地区指定日に都合の悪い方【午前の部のみ】
15日 (月)	地区指定日に都合の悪い方

※指定日に都合の悪い方は、12日(金)・14日(日)・15日(月)の混雑が予想されるため、指定日以外でも申告を受付けます。

※農業所得者は、すべて収支計算となりますので、収支内訳書を作成のうえ、申告時に持参してください。

※年金収入のみの方、又は医療費控除を申告される方は、「事前申告説明会(2月4日(木)開催)」をご利用ください。(詳細については、同時配布「税務署からのお知らせ」参照)

### <会場>

上里町役場 4階・大会議室

### <受付時間>

(午前の部) 午前9時～11時

(午後の部) 午後1時～4時

### 役場で申告をする場合の留意点

#### 留意点

所得税は、「申告納税」することが原則となっています。役場申告会場の受付については、より円滑に申告相談・受付を進めるため次の点にご留意のうえ、ご来場ください。

#### ① 役場庁舎への入庁は

午前8時からです

役場庁舎への入庁は午前8時からとし、それより早い時間の入庁はご遠慮ください。

なお、受付整理番号札は当日午前8時30分から配布します。

#### ② 受付係を配置します

受付係が申告内容と持参資料を確認します。必要資料に不備のある方は、資料を揃えて再度ご来庁していただく場合があります。事前に記載が必要な資料で不明な点がある方は、職員が記載方法等の説明をさせていただきます。

#### ③ 国民健康保険等の「実納付額明細」を

事前に送付します

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の平成21年中支払分の明細書を、平成22年1月末に発送する予定です。確定申告用の資料としてご利用ください。

#### ④ 本庄税務署で

申告の必要がある方

次に該当する方は、役場申告会場での申告はできません。本庄税務署で申告をしてください。

- 譲渡所得のあった方
- 株式等取引のある方
- 外国人の方
- 損失申告の方
- 過年度申告の方
- 住宅借入金等特別控除を初めて申告される方
- 亡くなられた方の所得を申告される方





## 申告に必要なもの

### 印鑑

### 申告者の口座番号控え

所得税の還付が生じる場合は、申告者の口座に振込みます。金融機関名、支店名、口座番号の控えをお持ちください。また、所得税を納める方が新たに口座引き落としを希望される場合は、申告者の口座番号等と金融機関届出印が必要となります。

### 所得計算の基礎となる書類

○給与及び年金所得者：源泉徴収票（原本）

○事業（営業・農業）所得者：収支内訳書（本人が事前に作成）

○不動産所得者：収支内訳書、収入金額・必要経費等が分かる書類、固定資産税の領収書と課税明細書

○配当所得・一時所得・雑所得などがある方：計算明細書や支払調書

### 領収書・控除証明書（平成21年中に支払いしたもの）

○国民健康保険税

○介護保険料

○後期高齢者医療保険料

○生命保険料

○地震保険料（旧長期損害保険料分も含む）

※国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料については、領収書又は「所得税確定申告参考資料」をお持ちください。

### 医療費控除を受ける方

○医療費などの領収書

○健康保険組合等で出産費や高額療養費等の補填があれば、支給額が分かる書類

※申告者本人で合計額を集計して会場へお越しください。

### 障害者控除を受ける方

○障害者手帳

○療育手帳

○精神障害者手帳

※介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けている方で、障害者手帳がない場合でも、町が交付する「障害者控除対象認

定書」を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります。

### 学生の方

○「学生証」又は「在学証明書」

※一定の要件に該当する場合は、所得があっても勤労学生の控除が適用される場合があります。

### その他

○必要と思われるもの

◆必要書類に不備がある場合は、再度ご来場いただく場合がありますので、申告に必要なものをよく確認しご来場ください。

## e-Tax（電子申告）説明会の開催

開催日時	会場
1月19日(火)、10時～	本庄市中央公民館
1月20日(水)、10時～	上里町役場4階

受付は説明開始30分前から事前予約不要です。  
筆記用具をご持参ください。  
会場で申告書の作成はできません。  
個別の相談はご遠慮ください。

## 納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

### ◆1月の開庁日

[夜間(午後8時まで)]

1月25日(月)

[休日(午前8時30分～正午)]

1月10日(日)

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）よりお入りください。

### ◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を！

○税は納期限内に納めましょう！

## 住民税の住宅ローン控除の申告手続きが不要になります

平成11年～18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から住宅ローン控除を引き切れなかった場合は、その分を住民税から控除する制度があります。

これまで、この適用を受けようとする場合には「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要でしたが、今年度より所得税において住宅ローン控除の適用を受けており、年末調整又は確定申告で住宅ローン控除が申告済みの場合には、「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要となります。適用要件を満たすことが確認できた場合、市町村が控除額を計算して控除します。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220内1131・1132】